

高槻市からの注意事項（制度について）

①制度の運用

- ・小児慢性特定疾病医療費助成制度は、児童福祉法に基づいて国により定められた基準に適合するかどうかで判断される義務的な性格をもつ制度です。
都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」）が恣意的に適否を決められるものではありません。
- ・助成制度の所管は、原則として対象となる児童等の保護者（申請者）が住居を有する都道府県等となります。診療する場所ではありません。
- ・指定医療機関については、その医療機関の所在する都道府県等が指定先となります。

②指定医の届出

- ・指定医については、その指定医が医療意見書の作成を行う医療機関の所在する都道府県等が指定を行います。複数の医療機関で医療意見書を作成する場合において、医療機関が所在する都道府県等が違う際は、それぞれの都道府県等で指定申請を行う必要があります。
- ・複数の医療機関で医療意見書を作成する場合でも、所在が同一の都道府県等である場合は、指定申請は当該都道府県等のみで足りませんが、医療意見書を作成するすべての医療機関名について届け出ておく必要があります。
- ・指定医が、指定申請を行った時点とは違う医療機関で医療意見書の作成を行うことになった際に、その医療機関の所在地が指定を受けた都道府県等と違う場合は、当該都道府県等に指定申請を行う必要があります。同一の都道府県等の場合は、医療機関の追加の届出が必要です。

③指定医資格の更新等

- ・指定医の指定有効期限は5年間以内となっています。高槻市から送付する指定通知書に記載されている有効期間の経過後は、指定医資格は無効となりますので、期間内に更新申請が必要となります。
- ・指定医の氏名、居住地、生年月日、連絡先、医籍の登録番号及び登録年月日並びに担当する診療科名に変更があった場合、高槻市への変更の届出が必要です。

【大阪府内の制度所管自治体】

都道府県：大阪府

指定都市：大阪市・堺市

中核市：高槻市・豊中市・東大阪市・枚方市

※医療機関の所在地が大阪府内の指定都市及び中核市以外の場合は、大阪府に申請を行ってください。